

大阪府女性支援基本計画 改定の進め方

第1章 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針

1. 計画の基本的な考え方

- (1) 策定の趣旨
- (2) 計画の位置づけ
- (3) 計画の期間

計画期間については、施策の整合性を持たせるため、大阪府DV基本計画に合わせ、5年とするもの

2. 支援の対象者と基本理念

3. 困難な問題を抱える女性をめぐる現状及び課題

- (1) 婦人保護事業の概要
※婦人保護事業の概要の図

(2) 大阪府困難な問題を抱える女性への支援に関する現状

- ① 大阪府女性相談センターへの相談件数
- ② 大阪府子ども家庭センターの相談件数
- ③ 市婦人相談員の配置状況及び相談件数
- ④ 大阪府女性相談センターにおける一時保護人数
- ⑤ 配偶者暴力相談支援センターの状況等
- ⑥ 婦人保護施設の状況
- ⑦ 市町村女性相談窓口
- ⑧ 民間団体

・市町村及び民間団体アンケート調査を実施
・現状の報告

(3) 課題

- ① 支援体制
- ② 民間団体との連携

4. 基本目標

- (1) 市町村における女性相談支援員の配置促進
 - (2) 市町村等の女性相談支援員への研修等
 - (3) 支援調整会議の開催
 - (4) 市町村等と民間団体の連携促進
 - (5) 相談窓口の認知度の向上
- 【数値目標】

・市町村及び民間団体アンケート調査を実施
・調査結果等を踏まえて検討

第2章 困難な問題を抱える女性への支援のための施策内容に関する事項

1. 役割分担

- (1) 大阪府の役割
- (2) 市町村の役割
- (3) 女性相談支援員の役割

2. 大阪府における施策・支援の内容

- (1) 支援対象者の早期把握（アウトリーチ等）
- (2) 気軽に立ち寄ることができる居場所の提供
- (3) 適切な相談支援
- (4) 一時保護の充実
- (5) 被害回復支援
- (6) 日常生活の回復支援
- (7) 同伴児童等への支援
- (8) 支援対象者に寄り添った自立支援
- (9) アフターケア

・市町村及び民間団体アンケート調査を実施
・現状を報告
・調査結果等を踏まえて検討

3. 大阪府における計画の推進体制

- (1) 大阪府女性相談センター、女性相談支援員、大阪府立女性自立支援センターの連携
- (2) 民間団体との連携
- (3) 関係機関との連携
- (4) 支援調整会議

第3章 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

1. 基本計画の見直し